
第4回 飯南町議会定例会会議録 (第1日)

令和2年9月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年9月8日午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 陳情について
 - 日程第5 町長提出議案上程
 - 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明
 - 日程第7 提案理由の詳細説明
 - 日程第8 質疑
 - 日程第9 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任について
 - 日程第10 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 陳情について
 - 日程第5 町長提出議案上程
 - 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明
 - 日程第7 提案理由の詳細説明
 - 日程第8 質疑
 - 日程第9 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任について
 - 日程第10 委員会付託
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄 | 2番 | 小 野 覚 |
| 3番 | 伊 藤 好 晴 | 4番 | 瀧 尻 行 雄 |
| 5番 | 門 眞 一 郎 | 6番 | 熊 谷 兼 樹 |
| 7番 | 内 藤 眞 一 | 8番 | 高 橋 英 次 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 碕 英 樹	副 町 長	塚 原 隆 昭
教 育 長	矢 飼 齊	教 育 次 長	永 井 あ け み
総 務 課 長	大 谷 哲 也	地 域 振 興 課 長	長 島 淳 二
企 画 財 政 課	那 須 忠 巳	住 民 課 長	藤 原 清 伸
産 業 振 興 課 長	森 山 篤	保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵
建 設 課 長	那 須 和 博	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
基 幹 支 所 長	和 田 真 一	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	門 脇 貴 子
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 4 回飯南町議会定例会を開会いたします。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、2 番、小野 覚君、3 番、伊藤好晴君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

9月3日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。

3番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） はい、3番。

おはようございます。

去る9月3日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告をします。

会期は、本日から9月18日までの11日間といたします。

日程を説明します。

本日はこのあと、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

9日および10日は休会とし、11日に本会議を再開し一般質問を行います。

12日、13日は休会とし、14日から17日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日18日は、午前9時より本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会といたします。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日9月8日から18日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月8日から18日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、本日までに飯南町議会議長、または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

このうち8月28日、丸山知事との意見交換では、各町村重要事項それぞれ1事業要望いたしております。私は、飯南町の重点事項の一つとして飯南病院への医師派遣につい

て要望いたしました。丸山知事からは、中山間地域の医療確保のためできるだけ支援したいとの返答をいただいております。

なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧いただきたいと思ひます。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、議長宛てに報告書を提出いたしておりますので朗読して検査報告にかえたいと思ひます。

.....
飯 監 第 5 号
令和 2 年 8 月 19 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男
飯南町監査委員 熊 谷 兼 樹

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和2年7月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和2年7月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

.....
なお、令和2年7月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、陳情についてを議題といたします。

本日までに陳情等6件を受理しております。陳情等文書表と陳情書等の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。陳情第1号、琴引フォレストパークスキー場運営継続についての要望、陳情第2号、琴引フォレストパークスキー場の営業継続について、陳情第3号、琴引フォレストパークスキー場の営業継続についての嘆願、及び、陳情第4号、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情、陳情第5号、「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出することを求める陳情については、教育経済常任委員会に、陳情第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、総務厚生常任委員会にそれぞれ付託して会期中の審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号から5号は教育経済常任委員会に、陳情第6号は総務厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程第5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、認定第1号から議案第78号までの22議案を一括上程いたします。

日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） 番外。

おはようございます。

本日、令和2年第4回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、未だに終息を見せない新型コロナウイルス感染症についてでございます。新型コロナウイルスにつきましては、6月下旬に緊急事態宣言が全国的に解除され、徐々に新しい日常を取り戻しつつありましたが、その後の感染者数は増加の一途をたどり、今では国内感染者数は7万人を超えるなど、再び猛威をふるっております。島根県内においても、7月14日に出雲市で10代女性が、そして7月21日には近隣の雲南市で市役所職員の感染が確認されるなど、緊迫した状況が続いておりましたが、8月8日には松江市内の高校で100人を超えるサッカー部生徒の集団感染が発生し、あらためて集団生活における感染拡大防止の難しさについて、再認識されたところでございます。

飯南町新型コロナウイルス対策本部といたしましても、県内での感染者発生を受けて対策本部会議を開催し、1. 正確な情報により冷静に行動していただくこと。2. 日常生活や職場での感染予防対策の徹底。3. イベントなど各種会合等における注意事項など。住民のみなさまに向けたメッセージを告知放送により発信するなどして注意喚起を行い、町内での感染防止に努めてまいりました。

本町におきましては、住民のみなさまがそれぞれ感染予防対策にご尽力いただいております、今のところ感染者は発生しておりませんが、引き続き「私がまもるみんなをまもる」でお示した飯南町の新しい生活様式を参考にいただき、町内での感染防止にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、8月18日、島根創生を掲げ、その実現に邁進される丸山知事に対し、早樋議長共々、本町の実情、喫緊の課題についてお伝えし、本町発展のため特に必要な支援について要望いたしました。本年は、1. 飯南病院の医療従事者等の確保について、2. 産業振興に必要な支援について、3. 広域道路網の整備について、の3項目を重点要望したところでございます。

要望会は、大変良い雰囲気の中で進行し、丸山知事からは、飯南病院について、「町民の皆さんの支えも含めて、大変良い環境でご尽力いただいている。必要な医師数の確保に向けて県としても最大限取り組んでいき、薬剤師会との連携や新たな奨学金支援制度を検討する」など、心強い言葉をいただいたところでございます。

なお、要望の詳細につきましては「広報い〜なん」を通じご報告いたします。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、自治・協働のまちづくりの推進についてでございます。先月7日に町民、各種団体、有識者などで構成する「飯南町総合振興計画等評価委員会」を開催し、総合振興計画に掲げる主要施策、及び総合戦略の進捗状況に対し、事業効果の検証や、施策に対する様々なご意見をいただいたところでございます。これらの意見につきましては「広報い〜なん」や「飯南町ホームページ」に掲載すると

ともに、今後のまちづくりの施策に反映させてまいります。

また、新たな総合振興計画の最重要課題として掲げております集落別UIターン移住者目標を達成するための支援策といたしまして、自治区などを単位として、5百万円を上限とする新たな補助制度の創設や、空き家改修助成を自治組織でも活用できるよう制度の拡充、また、集落内で目標の達成に向けた取り組みをしていただく方を地域マネージャーとして選任し、自治組織の役員などと集落支援を兼務する新たな人材確保など、物心共に支援をしております。

次に、小さな拠点づくりのひとつであります、来島拠点複合施設についてでございます。

来島地区の新たな拠点となりますこの施設は、いよいよ完成を迎えることとなり、今月29日に竣工式を執り行うよう準備を進めております。

施設の愛称につきましては、住民のみなさまから応募いただいた中から「誰もが集いやすい施設をイメージできること」などにより、「みんなの広場 来島交流センター」と決定したところでございます。

10月1日から同施設内において支所などの業務を開始いたしますが、ぜひ多くの方にご利用いただきますとともに、住民のみなさまの「よりどころ」となり、もとい、よりどころとなりますことを願っているところでございます。

次に、教育・文化・子育てについてでございます。

はじめに、感染症対策と学習の遅れの対応についてでございます。

町内の小中学校においては、先月24日より2学期がスタートいたしました。

本年度は夏休みを9日間短縮して、学習の遅れの対応に努めてきたところでございますが、1学期の学校行事の見直しと夏休みの短縮により、概ね1学期までの学習内容については履修したと聞いているところでございます。

2学期からも引き続き、コロナ禍における学習活動が続くこととなりますが、この間に島根県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業の実施について」の案が示され、感染者が出た場合の臨時休校について、県下で統一した方針が示されたところでございます。

これを受けて、本町においてもこれまでの対応基準の見直しを行い、2学期からは基本的に学校関係者に感染者が出た学校のみ臨時休業を行うよう変更し、臨時休業による児童生徒、保護者のみなさまへの負担をできる限り少なくしていきたいと考えております。

感染防止対策についてはこれまで同様、1、体育などの運動を伴う活動を除いてマスクを着用すること、2、できる限り3つの密を避けること、3、こまめな手洗いや定期的な換気の励行、共用部分の消毒作業の徹底など、これらを行い、感染防止に努めながら、学校運営を行ってまいります。

保護者・地域のみなさまには、引き続き、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ギガ

次に、GIGAスクール構想についてでございます。これからの社会に対応できる情報活用能力を育成していくため、1人1台の端末と学校のネットワーク環境を整備する「GIGAスクール構想」の実現に向けて、本町においてもすべての児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備し、学校のネットワーク環境の強化と新型コロナウイルス感染症による臨時休業時のオンライン学習に向けた情報機器整備を併せて行うよう進めております。

次に、子育て支援についてでございます。

子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査から、安全・安心な子どもの遊び場の充実や子ども連れでも利用しやすい道路や建物・施設などの整備が求められております。

この度、島根県市町村振興協会の事業を活用して、子育て世代で組織される地域団体などと協働で、来島拠点複合施設や頓原・赤来の道の駅へ「キッズスペース」の整備や遊具の設置を行うことにより、休日などに気軽に訪れることができる施設を拡充してまいります。

次に、産休明け保育の実施についてでございます。

現在の町立保育所での保育は、生後10か月以降の子どもを対象としていますが、産休明け保育の実施については、配置基準を満たす保育士などの職員確保ができない理由により、開始が遅れておりました。

このことから、民間企業の派遣事業を活用して保育士等の体制を整えることも視野に入れ、令和3年4月以降、段階的にはありますが、10か月未満のお子さんを受け入れることができるよう、準備を進めているところでございます。

民間企業の派遣事業については、今月以降、県において新たな補助事業を開始されることから、この補助事業の活用も踏まえながら、速やかに産休明け保育が開始できるよう、関係者と協議を進めてまいります。

次に、飯南高校の魅力化についてでございます。

本年の「しまね留学合同説明会等」は、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの開催となり、計3回の説明会に参加し、東京や大阪などから延べ約200組の参加があったところでございます。

また、本町以外の県内中学生を対象としたオープンハイスクールには、過去最高となる66名の生徒が参加し、飯南高校の教育活動や学校生活を見学いただきました。

飯南高校に関心を持ち、全国から集まってくる生徒に、生命地域学や少人数指導など、特色ある取り組みを大いにPRし、飯南高校の生徒数確保に向けしっかりと取り組んでまいります。

次に、産業についてでございます。

はじめに、産官学連携協定の取り組みについてでございます。

東京農工大学、JAしまね雲南地区本部との産官学連携協定につきましては、新型コロナウイルスの影響で協定締結が延期となっている状況でございます。

現在、本年中の協定締結を視野に準備を進めておりますが、具体的な取り組みテーマといたしましては、1、東京農工大学で開発された水稻多収穫米新品種「桜福姫」「桜プリンズ」の実証栽培と市場性などの研究、2、水稻などの育苗土「もみ殻培土」の実用化の研究、3、本町農家を対象とした勉強会の開催、などを考えているところであり、今後、本協定による取り組みにより、本町の農業振興が大いに進むことを期待しているところでございます。

次に、農業の振興についてでございます。

新型コロナウイルス感染拡大により、日本酒の販売が激減し、酒米の緊急作付け転換を余儀なくされたことから、その転換にかかわる経費について、雲南農業振興協議会として支援金を交付することを決定し、また、本年影響を受けた農家の次期作を支援する国・県事業の申請窓口についても雲南農業振興協議会をあてることとしたところであり、本町といたしましても雲南農業振興協議会と連携して申請支援を行ってまいります。

そのような中、令和2年産米の買取価格が公表されました。

新型コロナの影響で余剰米が増加することが見込まれることから、島根県下では価格が引き下げとなる中、本町の買取価格、これ仮払金でございますけれども、は、「1等特別栽培コシヒカリ」で1袋7,150円、「慣行栽培コシヒカリ」で1袋6,900円、「低タンパクのカントリーエレベーター特別栽培コシヒカリ」で1袋7,400円、とそれぞれ昨年と同額とされました。併せて12月末に買取金の追加金を支払う2段階払いの実施も決定されました。

このことは、飯南米が良質米として評価されたものであり、引き続き関係機関とともに品質の向上に取り組んでまいります。

次に、観光の振興についてでございます。

琴引フォレストパークスキー場は、近年の暖冬により入り込み客が減少し、厳しい運営となっております。一方、近隣のスキー場の閉鎖が続き、琴引スキー場は県下で唯一と言ってよい存在となっております。

こうした事を背景に、先日、島根県スキー連盟や、中学・高校体育連盟など7団体から島根県スキー技術向上の場、各種大会会場として運営継続の要望があったところでございます。

こうした中で、これまでの本スキー場が本町に及ぼす経済活性化、飯南高校魅力化への貢献、小・中・高の教育の場としての効果と、加えて、いよいよ島根県での国民スポーツ大会の開催が決まり、選手強化が始まる中で、スキー選手の強化施設としての役割が求められる事から、暖冬への対応や、現在の新型コロナウイルス禍にあって、できる限

りの努力と工夫を行い運営を続けていきたいと考えているところでございます。

その一つとして、先般の島根県知事要望において、県からの運営支援並びに国民スポーツ大会のスキー競技強化拠点としての位置づけと、施設整備費支援を要望し、知事の理解をいただいたところであり、今後具体的な支援内容を詰めることとしております。

また、運営においては、営業日数や営業時間の短縮、修学旅行を始めとする利用者の拡大などを行い、効率的な運営に努めてまいります。

今回、補正予算にこれにかかる所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、商工業の振興についてでございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町内事業者のみなさまには、長期にわたる営業自粛を余儀なくされ、経営も厳しい状況にあることから、町として第1弾から第3弾の「応援金」制度を設け、支援を行っており、一定の成果が上がっているところでございます。

一方で、住民の福祉を増進させる目的をもって設置した各種公共施設について、設置者として継続的に利用できる状態を維持し、提供する責務があることから、第4弾として各施設の指定管理者への応援金について検討いたしました。これまでの応援金制度や国・県事業の活用により、今すぐ支援が必要という状況は免れており、今後の運営状況を見守ってまいりたいと思っております。

未だ感染拡大の終息は見通せず、町内事業者のみなさまには、ご苦労が続きますが、新たな生活様式を取り入れた感染予防を徹底し、コロナ禍に対応できる新たな形での事業運営など工夫をいただき、この難局を乗り切っていただくことを願っております。

町といたしましても、引き続き必要な支援に努めてまいります。

次に、保健・福祉についてでございます。

はじめに、健康づくりの推進についてでございます。

昨日、しまね健康超寿者として、お手元のこの超寿者、この超でございますけども、ありますように超人でございまして、一般より優れた人ということでございますけども、このしまね健康超寿者として、上来島の難波和夫さん、101歳が、島根県知事代理として松尾副知事が来庁され、直接表彰状を手渡されたところでございます。

この表彰は、100歳を超えてもなお心身ともに健康で社会とのかかわりを持ちながら、元気に生活されている方に贈られるもので、今年度は県内3名の中のひとりとして表彰されました。

健康で長寿の上に、生涯現役で生活できることは、誰もが目指す姿であり、わたくしとしても、心から敬意とお祝いを申し上げる次第でございます。

これからもわたくし共の手本となるお姿を見せていただきたいと思います。

このように生涯現役を目指すには、日々の積み重ねが重要であり、まさに健康診断・がん検診などで早期発見早期治療はもとより生活環境を見直す機会としていただきたく、

延期しておりました健診を今月5日から開始したところでございます。

ただ、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を十分に講じながら実施しなくてはならず、マスク着用での来場や会場の換気、3密をさけるなどの基本的な感染対策はもろんのこと、受付時間を厳守していただくなど住民のみなさまの十分な配慮もいただきながら実践しているところでございます。

次に、地域医療の充実についてでございます。

先月10日、医療及び福祉従事者確保対策事業の対象となる学生や、卒業して医療現場で働いている職員などを対象に「い〜なんメディカフェ」を開催いたしました。

今年度は感染リスクを下げるため、各学生やスタッフの自宅と飯南病院や保健福祉課をオンラインで結び、パソコン越しにそれぞれの近況報告や角田院長のミニ講義を視聴していただきました。

学生の成長ぶりを確認するとともに、このような時代、withコロナの絆、つながりの持ち方を改めて考えさせられ、それぞれが飯南町の役に立ちたいと学び、戻ってくるために本町の地域医療・地域包括ケアの更なる発展に向けて、改めて住民のみなさまと共に進めてまいりたいと思ったところでございます。

次に病院事業についてでございます。

令和元年度の決算の状況につきましては、入院部門においては、病床利用率が70.5%となり経営目標を達成できたところでありますが、外来患者数の減少などにより全体的な収益の増加には繋がらず、決算といたしましては、1千4百万円余の損失を計上することとなりました。

人口減少など、これまでの課題に加え、新型コロナウイルスによる影響がある中、バランスのとれた病院運営と健全経営に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応による本年度の病院経営への影響につきましては、患者間や病院職員への感染を防止するために行いました定期受診者の診療延期や入院期間の短縮など、また、住民のみなさまが受診を控えられるといった状況も見受けられ、これらが影響した4月から7月までの診療収入が当初の見込みよりも減少する状況となったところであり、引き続いての新型コロナウイルス感染症への対応もしながら、安定した医療を地域のみなさまに提供していく必要があることから、この影響額について、国の臨時交付金の一部を充てて繰り入れを行うよう、所要額を補正予算に計上しております。

次に、生活環境についてでございます。

はじめに、定住の促進についてでございます。

本年度の定住促進賃貸住宅の整備事業につきましては、旧来島診療所跡地に4棟を建設することとしており、今月の発注に向け準備を進めているところでございます。

この事業は本町の定住対策にとって大きな成果につながっていることから、引き続き住

宅用地の確保に努めてまいります。

次に、国道 54 号チェーンベースの整備についてでございます。

このほど、上赤名旧ドライブイン 54 跡地へ松江国道事務所によりチェーンベースの整備が行われることとなりました。

平成 30 年 12 月に赤名峠の南北 2.5 キロメートル区間は、大雪特別警報が発令されるような異例の降雪時には、チェーン規制が発令される区間に設定されましたが、以前より大型車両の立ち往生などで通行止めが発生した経過を踏まえ、私としてもこの整備については強く要望してきておりました。

地権者の協力も得ながら、工事着手の運びとなり、降雪時期に間に合うよう整備されると聞いております。

国土交通省をはじめ、関係のみなさまに感謝申し上げます。

次に、電子決済・コンビニ収納の導入についてでございます。

本町の税や保険料、水道料金等の納付につきまして、新たにスマートフォンを利用した電子決算、及びコンビニ納付ができるよう考えているところでございます。

これにより、感染予防対策として窓口などでの「密」を避けることが可能であることだけでなく、住民のみなさまの利便性が飛躍的に向上することが期待でき、また、今月末から山陰合同銀行頓原出張所が統合される中で、地域住民のみなさまの新たな納付方法の選択肢も確保できると考えているところでございます。

実際の運用には関係機関との調整等が必要であり、来年度からの開始を目指して準備を進めてまいります。

次に、自動運転長期実証実験についてでございますが、今月から開始しております、道の駅「赤来高原」を拠点とした自動運転長期実証実験においては、その注目度から多くの利用登録をいただいているところでございますが、国においては、各省庁が連携した重要施策に本自動運転サービスは位置付けられており、本町といたしましても将来的な高齢者等の移動手段の確保や外出機会の創出などへの効果を期待するものでございまして、多くの住民のみなさまにご利用いただき、早期の実用化に資してまいりたいと思っております。

次に、豪雨災害についてでございます。

先日の大型な台風 10 号も、収穫期を迎え大変心配されたところでございますけれども、幸いに大きな被害はございませんでした。しかし本年は、梅雨前線が長期間にわたり停滞し、全国的に大規模な災害が発生いたしました。

特に近隣の美郷町、邑南町、川本町、江津市など江の川流域の市町では、未堤防区間を中心に浸水による甚大な被害が発生し、今もなお懸命な復旧に取り組んでおられるところであり、あらためまして被災されたみなさまに心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、6 月から 7 月にかけて 3 回にわたり大雨警報が発表されたこと

から、警戒体制・警戒本部を設置して、役場や支所の明かりを灯し、住民のみなさまの安心感の確保や注意喚起を行うとともに、被害報告を受けた道路や河川護岸、農地の点検など災害対応したところがございます。

幸いにも、人的被害はありませんでしたが、町道 1 件、河川 22 件、農業施設 16 件、家の裏山の崩壊 1 件、学校施設 1 件、その他応急的に対応が必要な複数箇所を含めると、2 億円を超す、大きな被害となったところがございます。

こうした大規模な災害に備え、防災士を中心とした町内の自主防災組織の充実強化を図るために先月 25 日に「飯南町防災士連絡会」を設立いたしました。

この連絡会では、これまで養成してまいりました防災士のみなさまのネットワークを構築するとともに、今後の自主防災組織についての話し合いや、「コロナ禍の避難所運営」についての情報提供など活発な意見交換が行われました。

今後、本町の災害時における防災士の役割の明確化や、来年 6 月に計画しております「飯南町防災訓練」の内容について、この連絡会で意見集約しながら、地域の実情に合わせた自主防災組織の育成を図り、安全安心なまちづくりにつなげてまいります。

次に、令和元年度決算についてでございます。

令和元年度決算につきましては、先般、監査委員の監査を受けたところがございますが、病院など事業会計を除く歳入歳出差引額は、1 億 3 千 7 百万円余となり、このうち一般会計につきましては、翌年度に繰越すべき財源を除き 9 千 6 百万円余の実質収支となりました。

また、「財政健全化法」に基づく財政指標につきましては、将来に負担すべき借金の比率を表す「将来負担比率」は、「早期健全化基準」350%を大きく下回っておりますが、借金の返済割合を示す「実質公債費比率」は 11.3%、昨年は 10.8%でございました。11.3%と上昇傾向にあり、今後も町債の発行抑制と繰上償還に努めてまいります。

次に、本定例会に提案する補正予算についてでございます。

一般会計の主な歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言下においても、社会機能の維持のために感染防止に最大限配慮しながら、強い使命感を持って従事されてこられた医療・福祉・介護関係者同様、保育や放課後の児童見守りに携わった関係者に対して応援協力金を支給するために 5 百万円余、3 密を避けるために導入する電子決済納付システムに 2 百万円余、児童生徒 1 人 1 台の端末環境整備を行う GIGA スクール構想整備事業に 3 千 4 百万円余、飯南病院への感染予防機器整備に 3 千万円余など新型コロナ対策事業、新型コロナウイルス対策事業関連に総額 1 億 2 千万円余。

その他、6 月から 7 月にかけて発生した豪雨災害復旧費に 2 億 4 千 5 百万円余、琴引フォレストパークスキー場運営継続対策費として 2 千 3 百万円、将来の財政負担を軽減するための町債繰上償還に 1 億 7 千 3 百万円余など、総額 6 億 6 千 1 百万円余の増額補正

としたところでございます。

今回提案いたします議案は、令和元年度飯南町各会計の決算認定1件、財政健全化法に基づく健全化判断比率等の報告などの報告案件2件、承認案件1件、条例関係11件、その他議決を要する案件1件、令和2年度飯南町一般会計補正予算など、予算関係6件でございます。

終わりに、私事でございますが、次期飯南町町長選挙に当たり私の思うところを申し上げます。

私は、平成17年1月、飯南町初代町長に就任させていただいて以来、現在4期目にあり、来年1月に任期が満了いたします。

そうした時に、私は次期町長選挙には出馬せず、今任期をもって退任する考えであることを申し上げさせていただきます。

このことは今期の就任に当たり考えて来たところでございまして、今や飯南町は新町として誕生以来、新たなまちづくり、小さくてもキラリと光るまちづくりに深いご理解と多大なるご協力をいただいた住民のみなさま、二つの町が一つになる中で新たな町を整える上での様々な課題に適切にご指導と対応をいただきました飯南町議会、歴代の議長並びに議員のみなさま、すでに退職された方も多くおられますが、町の振興にたゆまぬ努力を重ねていただいた特別職並びに職員のみなさまを始め、多くの関係のみなさまのお力をいただき、「新町建設計画」に描いた「生命地域」として、一定のまちづくりが達成でき、いよいよ次期町長任期中には「第3次 総合振興計画」を策定することになり、次なる段階の「生命地域・飯南町創造」に向け、確たる土台を築くことができたと思っているところでございます。

そして、私個人として、今期が満了すれば、赤来町長時代を含め、5期20年間町長として努めさせていただいたこととなり、今回が区切りの時と考えるところでございまして、時代も令和の新しい時代に入った今、次なる「生命地域・飯南町創造」は新たなリーダーに委ね、新たな時代にあって大きく飛躍する飯南町建設を力強く進めていただきたいと思いますと思うところでございます。

任期最後の年度と考えておりました本年度が、思いもしなかった「新型コロナウイルス」により、事業などの取り組みに大きな影響を受け、進捗の遅れなどが生じておりますことを大変申し訳なく、また、私として誠に残念に思うところでございますが、こうした考えから今回退任をさせていただくこととした次第でございます。

関係のみなさまにいただきましたご支援に心より感謝申し上げます、言うまでも無く、残された約5ヶ月の任期を全力で務めてまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上諸般の報告並びに提案理由の要旨につきまして申し上げますが、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、適切な

るご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で10時15分から開会いたします。

午前 9時54分休憩

午前 10時15分再開

日程第7 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第7 提案理由の説明に入ります。

認定第1号、令和元年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○会計管理者（門脇 貴子） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 門脇会計管理者。

○会計管理者（門脇 貴子） 番外。それでは認定第1号についてご説明いたします。

〔会計管理者説明〕

認定第1号 令和元年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定について

○企画財政課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須企画財政課長。

○企画財政課長（那須 忠巳） 番外。続きまして、ここからは決算の概要について説明します。

〔企画財政課長説明〕

認定第1号 令和元年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定について

報告第5号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して令和元年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決

算及び各公営企業会計決算についての審査意見が提出されております。

審査意見について監査委員の説明を求めます。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

そういたしますと、お手元に一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の審査意見書を配付してございますので、朗読して決算審査報告といたしたいと思っております。

飯 監 第 6 号

令和 2 年 8 月 2 8 日

飯南町長 山碓 英樹 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 熊谷 兼樹

令和元年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 2 項並びに地方自治法第 2 4 1 条第 5 項の規定に基づき、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査に付された令和元年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び各公営企業会計決算書、その他政令で定める書類、並びに令和元年度基金運用状況について審査の結果、次のとおり意見を付す。

1. 審査の概要について

(1) 審査の対象

- ・令和元年度飯南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・令和元年度飯南町病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計各決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・基金の運用状況に関する調書類

(2) 審査の期間

令和 2 年 7 月 30 日から令和 2 年 8 月 27 日まで

(3) 審査の手続き

町長から提出された令和元年度飯南町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書等について審査した。

各公営企業会計については決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等について審査した。

基金の運用状況については運用状況に関する調書等を審査した。

審査に付された各会計の計数に誤りはないか、財産運用は健全か、財産管理は適切か、また予算執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、現地確認を行う等の審査の手続きをした。

2. 審査の結果

一般会計、各特別会計、病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計のすべてにおいて計数上に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており適正であると認めた。

基金の運用状況に関する調書の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めた。

3. 審査意見

一般会計、各特別会計について

令和元年度の普通会計決算額（一般会計）は、歳入総額 85 億 1,800 万円、歳出総額 83 億 8,900 万円、歳入歳出差引額 1 億 2,900 万円、実質収支 9,600 万円の黒字決算となっている。

国民健康保険事業特別会計他 2 特別会計のいずれにおいても、実質収支額は黒字決算となっている。

令和元年度は町債の償還、繰上償還を合わせ 12 億 1,900 万円余の償還が行われているが、この償還額を 5 億 6,100 万円余上回る 17 億 8 千万円余の新たな地方債が発行され、町債残高が 5 年連続増となっている。

これにより経常収支比率、地方債現在高比率、町債残高が目標値を超えることとなった。

今後は徹底した経費の削減に努めるとともに、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努められたい。

次に、個別指摘審査意見について申し上げます。

(1) 未収金について

令和元年度末一般会計における収入未済額は、5,108 万 6 千円余で平成 30 年度に比べ、110 万 7 千円余増加している。

債権放棄により 184 万 7 千円余が不納欠損処理されている。状況に応じて債権放棄は必要ではあるが、町民に徴収の不公平感を抱かせないように早期徴収に努め、過年度滞納分については、定期的な滞納対策会議による情報の共有等により徴収率向上に努められたい。

(2) 指定管理料について

令和元年度の観光交流施設の指定管理料は 1 億 5,239 万 5 千円で、令和元年 10 月の消費税率改正により 342 万 1 千円増加している。

令和元年度には、観光宿泊施設のあり方検討業務が委託されており、速やかに検討を進め、新型コロナ禍にも対応できるあり方を示されたい。

(3) 翌年度繰越額について

令和元年度の次年度繰越額は9億6千万円余で、大幅増であった平成30年度よりさらに3億8千万円余増加している。そのうち、来島拠点施設整備事業の建築資材の納入遅延による5億円余と、財源の確保が遅れた頓原町民野球場照明灯改修事業1億4千万円余については、やむを得ない事情があったと推察できる。

土木費については、6千万円余の改善がみられるが、繰越額は1億7千万円余ある。繰越事業の発生は、当年度事業の発注に影響をあたえ、年度内完成に支障をきたす恐れがあり、引き続き進捗管理を徹底し、繰越額の減額に努められたい。

(4) 財務事務について

予備費の充当は、10事業914万円で平成30年度に比べ500万円余増加している。新型コロナウイルス感染症対策等緊急を要する事案に対応する処置ではあるが、施設や機材の老朽化によるものも見受けられ、日常的な点検を徹底し、適切な予算計上に努められたい。

不用額は1億9千万円余あり、平成30年度に比べ9,200万円余増加している。経費節減に努められた成果の部分もあるが、事業完了後の早期の減額補正ができていないものが見受けられる。財務事務の適正化を図られたい。

(5) 防災について

本町の非常備消防団は8分団で組織され、259名の団員が在籍しており、条例で定める定員300名に対し充足率86%で団員不足が感じられる。活動に支障が発生しないよう対応されたい。

防災士は38名登録されているが、自主防災組織や自治会等と連携を取り、地域防災力の向上につながる取り組みを求める。

また、非常時の備蓄品については、今後は感染症対策も含めた取り組みが求められる。次に公営企業会計にうつります。

病院事業会計

前年度に引き続き純損失額1,440万円余が計上され赤字決算となっている。

収益的収支において総収入、総費用とも前年度より減少している。

総収入の減少の要因として外来患者の減少による医業収益の減少、他医院への医師派遣に係る負担金等医業外収益の減少が挙げられる。

総費用の減少は減価償却費の減少、後発医薬品への切り替えによる薬品費の減少が挙げられる。

この地域唯一の救急告示病院として、地域住民に信頼される病院となるよう、今後も病院改革プランに基づき、経費削減に努め健全な病院経営が継続できるよう努力された

い。

次に、簡易水道事業会計

令和元年度より公営企業会計となったが初年度は純損失額 460 万円余の赤字決算となった。

人口減少に伴い、営業収益は減少傾向にあり、施設の老朽化に伴う修繕等の増加により営業費用は増加傾向にあるため、今後も厳しい状況が続くと思われる。

企業債償還残高が 15 億 7,300 万円余あり、この償還計画を見据えながら水道施設未普及地域の解消に努力されたい。

簡易水道使用料の未収金が 660 万円余（現年分＋滞納分）あり、この徴収に努めると共に、水道未接続の解消を図られたい。

次に、下水道事業会計

簡易水道事業会計と同じく令和元年度より公営企業会計となったが初年度は純損失額 517 万円余の赤字決算となった。

公共下水道事業の大規模修繕等が赤字の大きな要因となっている。

今後、農業集落排水及び公共下水道において、施設の老朽化に伴う修繕等の増加が見込まれるが、経営を圧迫しないよう計画的な修繕をされたい。

企業債償還残高が 21 億 5,500 万円余あり、今後の新規企業債発行は必要最小限に抑制し、企業債残高の減少に努められたい。

最後に、基金の運用状況

飯南町の令和元年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金、その他基金を合わせ約 37 億 3 千万円余である。

この基金は一括運用とし、約 34 億 8 千万円余を債券、定期預金で運用し安定的な運用益を計上している。

今後、債券の購入等に当たってはリスクが生ずる恐れもあるので、細心の注意を払い慎重に運用されたい。

以上で、決算審査報告といたします。

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明を終わります。

ここで換気のため休憩をいたします。再開を 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 06 分休憩

.....
午前 11 時 15 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

報告第 5 号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とい

たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。那須企画財政課長。

.....
報告第5号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての審査意見が提出されております。

審査意見について、監査委員の説明を求めます。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

それでは財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について述べます。

.....
飯 監 第 7 号

令和2年8月28日

飯南町長 山 碕 英 樹 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 熊 谷 兼 樹

令和元年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査に付された令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和元年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 令和元年度 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来公債費比率、すいません、もとへ実質公債費比率、将来負担比率。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率については、下記の表のとおりでございます。いずれも早期健全化基準を大きく下回っております。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和元年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていないが今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求めます。

②連結実質赤字比率について

令和元年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていないが、今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求めます。

③実質公債費比率について

単年度の実質公債費比率は平成 30 年度に比し 2.25 ポイント低下しているが、令和元年度（3カ年平均）の実質公債費比率は 11.3%となっており、昨年度と比較すると 0.5 ポイント上昇している。

早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが引き続き財政健全化に努めること。

④将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は 54.9%となっており、昨年度と比較すると 6.6 ポイント上回っている。

早期健全化基準を下回っているが、町債残高が 5 年連続して増加し、残高も 100 億円を超えているため、引き続き財政健全化に努めること。

(3) 是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の実質公債費比率の将来推計によると、今後数年間は実質公債費比率が減少傾向にあるが、その後上昇傾向に転じ健全団体の目安とされている 18%に近づくと推計されている。

町債の繰上償還を実施するとともに地方債発行の抑制、平準化、経費の徹底した削減等を図り、引き続き財政の健全化に努められたい。

.....
次に、令和元年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 算定対象会計

病院事業会計

簡易水道事業会計

下水道事業会計

- (2) 令和元年度 資金不足比率
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率については、3会計とも算定されておりません。

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和元年度決算に基づく公営企業の資金不足比率は、いずれの会計とも資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。

今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

.....
以上、普通会計の財政健全化審査意見、及び公営企業会計経営健全化審査意見の報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、説明を終わります。

次に、報告第6号、議会の委任による専決処分の報告についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（那須 和博） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須建設課長。

○建設課長（那須 和博） 番外。報告第6号について説明します。

〔建設課長説明〕

.....
報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度飯南町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

はじめに、総括について説明を求めます。

- 副町長（塚原 隆昭） 議長。
- 議長（早樋 徹雄） 塚原副町長。
- 副町長（塚原 隆昭） 番外。承認第8号について説明します。

〔副町長説明〕

.....
承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度飯南町一般会計補正予算(第5号)について)
.....

- 議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。
- 企画財政課長（那須 忠巳） 議長。
- 議長（早樋 徹雄） 那須企画財政課長。
- 企画財政課長（那須 忠巳） 番外。

〔企画財政課長説明〕

- 議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。
藤原住民課長。

- 住民課長（藤原 清伸） 番外。それでは歳出を説明いたします。

〔関係課長説明〕

- 議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第61号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の制定について、議案第62号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について、議案第63号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について、及び議案第64号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について、以上、議案第61号から議案第64号までの4議案を、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 総務課長（大谷 哲也） 議長。
- 議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。
- 総務課長（大谷 哲也） 番外。それでは、議案第61号を説明いたします。

〔総務課長説明〕

.....
議案第61号 飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の制定について

議案第62号 飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公

営に関する条例の制定について

議案第 63 号 飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

議案第 64 号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 65 号、飯南町来島拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原住民課長。

○住民課長（藤原 清伸） 番外。それでは、議案第 65 号について説明いたします。

〔住民課長説明〕

議案第 65 号 飯南町来島拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 66 号、飯南町学習支援館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） 番外。それでは、議案第 66 号についてご説明いたします。

〔教育次長説明〕

議案第 66 号 飯南町学習支援館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 47 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議案第 67 号、飯南町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 68 号、飯南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） 番外。議案第 67 号について説明します。

〔総務課長説明〕

.....
議案第 67 号 飯南町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 68 号 飯南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 69 号、飯南町定住及び雇用促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興課長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島地域振興課長。

○地域振興課長（長島 淳二） 番外。議案第 69 号について説明します。

〔地域振興課長説明〕

.....
議案第 69 号 飯南町定住及び雇用促進条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 70 号、飯南町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 71 号、飯南町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） 番外。それでは、議案第 70 号についてご説明します。

〔教育次長説明〕

議案第 70 号 飯南町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 71 号 飯南町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 72 号 和解することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原住民課長。

○住民課長（藤原 清伸） 番外。それでは、議案第 72 号について説明します。

〔住民課長説明〕

議案第 72 号 和解することについて

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 73 号 令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原副町長。

○副町長（塚原 隆昭） 番外。議案第 73 号について説明します。

〔副町長説明〕

議案第 73 号 令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○企画財政課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須企画財政課長。

○企画財政課長（那須 忠巳） はい、番外。事項別明細書です。

〔企画財政課長説明〕

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） 番外。歳出です。

〔関係課長説明〕

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 74 号 令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 75 号 令和 2 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 74 号を説明します。

〔保健福祉課長説明〕

議案第 74 号 令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 75 号 令和 2 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 76 号 令和 2 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 77 号 令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）の 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） はい、番外。議案第 76 号について説明します。

〔病院事務長説明〕

議案第 76 号 令和 2 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 77 号 令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 78 号 令和 2 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。そうしますと議案第 78 号について説明いたします。

[建設課総括監説明]

.....
議案第 78 号 令和 2 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたしたいと思います。再開を 14 時 30 分といたします。
換気も行ってください。

午後 2 時 13 分休憩

.....
午後 2 時 28 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、これより質疑を行います。

はじめに、認定第 1 号、令和元年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

はじめに、一般会計歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

続いて、一般会計歳出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、各特別会計および各公営企業会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告 5 号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第6号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[議長と呼ぶ声あり]

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） はい、8番。

報告第6号についてお伺いします。

示談書が載っておりますが、ここに記載してあるのは、甲の管理不備によりとこう記載されておりますが、まあ管理が悪かったということでございますが、これを踏まえて町内にある他の住宅ですよね、町内の住宅、及び町が管理する施設内のグレーチング等に関して、見回ってみるとか、安全の確認に歩くとか、そういうことをされたかどうか、ちょっとお伺いいたしたいと思えます。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（那須 和博） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須建設課長。

○建設課長（那須 和博） はい、番外。

この住宅の敷地内の管理の件でございます。その後一応見回りをしております。ただ、舗装がどうしてもですね、道路も含めてなんです、グレーチングのところは除雪で傷んだり、そうしたところもございます。

そうしたところについては、コーンを設置したりして、そういうことがおこらないように一応しておるということでやっております。

○8番（高橋 英次） はい、わかりました。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

[議長と呼ぶ声あり]

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

8番議員が前に質問されたんですけども、今、この件については、この町営住宅の敷地内ということで、建設課の方が答弁されましたけども、こういう事故っていうのはどこでも起きるんですよね。それで、今8番議員が聞かれたのは、もうちょっと僕は答えようがあるんじゃないかと思って。学校施設もあつたり、今いろんな施設、町営の施設があるわけじゃないですか。そこを全部チェックして、全部チェックしとつてもたぶん事故が起る時にはおきるんですけども、そういう配慮があつたかどうかちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

那須建設課長。

○建設課長（那須 和博） 番外。

町全体の施設についてということでございますが、町全体とか建設課のものというかそうしたものであるということで住宅、それから道路等、これはへいぜいのパトロールということもありますけれども、そうしたところで建設課の方では一応見回りをしたということでございまして、大変申し訳ありません。その他の施設については、ちょっと確認が今、できておりません。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

建設課長の答弁もいいんですけども、やっぱりこういうことを機会にして、各担当する部署でね、気を引き締めて自分が管轄しておるところの施設でこういう事故が起きないようにするということがないと、全然ここで終わってしまったら教訓ならんわけですが。そこらへんがどうなのかということで、ほんとうなら事務方のトップである副町長あたりから答弁いただきたいですけども、いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○副町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原副町長。

○副町長（塚原 隆昭） 番外。

ただいま3番議員の方から、今回の事故による町全体の施設とか道路、全体的に点検をすべきというご質問いただきました。

今回、グレーチングによるその破損等はですね、今回だけではなくてこれまでも生じておりまして、ご指摘のあったとおり他の施設であったり、当然普段のパトロールとか点検の中でそういうものも見てはおりますが、改めてそういったことを徹底して点検して、こうした事故が再発しないように努力したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第8号、専決処分承認を求めることについて（令和2年度飯南町一般会計補正予算（第5号））を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君。

○3 番（伊藤 好晴） はい。3 番。

この選挙運動用ビラの作成ということですが、この選挙運動用ビラってのはいかなるものかということです。これまで、告示に入ると候補者名の入ったものは一切配布もできないしということだったのですが、それが緩和されたのか。

あるいは選挙、告示にならないと立候補ないわけですが、どういふものをこのビラの中に対象にするのかね。それで、この 1,600 枚という数が妥当なのかと。

本来ならば全戸に配布ができるようなものであれば、少なくとも世帯数は保障されんといけんと思うんですけども、そこらへんがちょっとわかりません。いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） はい。

はじめに、まずビラですが、このビラについては、特に町議選については、この度からビラを配布することが解禁になったものです。したがって、これまで町長選挙などではビラの配布がっておりますけれども、これはすでに制度的にあったものですが、同様に 12 月以降の選挙から議会議員選挙でもビラの配布が可能になるというものです。

それから 1,600 枚の枚数、これについてはですね、公職選挙法で定められた枚数でございますので、ちょっと私の方から妥当性について、なかなか難しいところでございますが、これは上位法によって決まっているものでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○3 番（伊藤 好晴） ちょっと、議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君。

○3 番（伊藤 好晴） はい。

だいたいわかりましたけども、問題はね、公費の負担がこの 1,600 枚ということとし

よ。枚数制限はないという、いわゆる公費でみてもらえるのは1,600枚だけでも、作るのは例えば2,000、3,000作ってやる場合があるわけでしょう。

ただ、そんなに作っても1,600枚はみるけども、あとは自費だよという判断でよろしいですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） はい。

ビラの上限枚数については、この今回の自動車、それからポスター、ビラの関係につきましては、町村議長会の関係で要望があってできたものだということでございます。

1,600枚につきましては、あくまでも公職選挙法で決まっておりますので、このものを上限として公費負担をするということなんです。

資料を見る限りはですね、ビラの配布の上限枚数は1,600枚となっておりますので、それが上限だと認識しております。ちょっと調べさせてください。はい。

○議長（早樋 徹雄） それでは、あと、確認してください。

○総務課長（大谷 哲也） はい。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号、飯南町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野 覚君。

○2番（小野 覚） はい。2番。

先ほどの62号ですか。それと同じような形になるわけですけども、1枚525円6銭というのが数字が出てますが、それと31万500円というのが出てますけども、これは、もちろん上位法があっただろうなと思いますけど、町村によっては、大きな町村も小さい町村もございしますが、これは一緒なんですか。上位法見たことがなくて申し訳ないですけど。

○議長（早樋 徹雄） 2番、小野 覚君の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） はい。

ポスターの単価に関しての質疑でございます。この525円6銭、それから31万500円

の基本額、これは公職選挙法で定められた額でございますので全国统一です。
大きい市町も小さいこれも一緒です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、飯南町来島拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、景山登美男君。

○9 番（景山 登美男） はい。

ちょっと事前に議長さんに協議ですけども、この拠点複合施設の中にはいろんな後ほど他の議案がありますけど、トータル的に質問したいんですけども、全部ここでいいでしょうか。図書館、公民館、学習支援館通じて。

○議長（早樋 徹雄） 議案第 65 号に対する質疑を行ってください。

○9 番（景山 登美男） はい。わかりました。

ちょっと関連しますことをお聞きしますけども、この 65 号の来島拠点複合施設の設置及び管理に関する条例では、休館日、開館時間、使用料等説明資料の方でありますけども、特にそうしたところで、使用料の中でわかりやすいのは、使用料の中で 7 つの部屋といますか、そうしたものが使用区分として示されております。

実際に図面の上からも、中には学習支援館である中会議室、それから支所、公民館という部屋。それから図書館というスペース。こうしたものが現実の中に、この拠点施設の中に存在するわけですけども、それにはそれぞれまた管理条例があつて、休館日とか、開館時間とかがあるようになっておるわけでございまして、したがって結果論として、この 65 号で定めてあるのはそうしたここに載っていない、いや、ここに載っているこの使用料として載っている部屋についてのみ該当する条例であるのかということを確認さ

せてください。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） はい、藤原住民課長。

○住民課長（藤原 清伸） 番外。

この議案第65号につきましては、基本としては全体的な来島拠点複合施設という大枠での、原則といたしますか、基本的な決まりごとを定めたものというふうに認識していただければと思ひまして、施設としては基本的には、拠点施設としては、なんていいますか、例えば支所機能であるとか、そういったところについては平日のみの運用で土日祝日は、また、正月休暇、そういったところは休息としますよとしております。

ただし、但し書きのところ、必要なところ、例えば夜間であるとか、そういったところは利用の申請者によってはもちろん利用できますよというふうにしております。

その中で例えば6ページの図で見ていただきますと、中ほどの方にシャッターがありまして、こういったところできちんとセパレートして5時15分になったらですね、一つの拠点としては施錠させてもらいたいというふうに思っておりますが、例えば学習支援館でありましたら平日の4時から10時まで、こちらの方使われますので、学習支援館の利用者のみですね、利用いただけるように他の施設は施錠もちろんしますが、2階の中会議室でのですね運営には支障がないように、その部分は支援館の方でその時間は管理いただくというふうになるかというふうに思っております。

こちらの議案の中に書いてある使用できる部屋、こちら使用料につきましては、一般的な住民の方がですね利用いただけるようにですね、その部分については示したもののいうふうに理解いただければというふうに思っておりますし、先ほど議案の説明にもありましたが、避難所につきましては、無料とはしております、ただし、こちらの方は防災に関する利用が原則ですよ、ちょっとこちらの補助金の性質上そうしたことにしておりますが、先ほども説明しましたが、例えばコロナ禍の中でですね、例えば多目的ルームが、今、1階で2部屋しかないけど、こちら、壁が取り除くことができますので、例えばこれを一部屋として使って3密を避けるような運営をすることも考えられます。そういったこととなりますと、例えば避難所をですね基本的には使わないとしておりますが、そういったところの柔軟にですね対応、使えるようにですね、その辺は支障のないようにしていきたいと思ひますし、2階の学習支援館につきましても、原則としては貸し出しをすることは考えていませんので、使用料としてはあげてはおりませんが、例えば中会議室だけでは密になるということであれば、避難所の（聞き取り不能）部屋の、場合によってはですね、使うことも考えられるかというふうに思っております。ただし、基本的には貸し出しをするところ、貸し出しをしないところというところで、この表に載っている、載っていないところは見ていただければというふうに思ひます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 66 号、飯南町学習支援館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 67 号、飯南町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、飯南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 69 号、飯南町定住及び雇用促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、伊藤好晴君。

○3 番（伊藤 好晴） はい。3 番。

この住宅改修助成金が、この度空き家への入居者と空き家を借り受ける自治組織を対象に加える、なってますけども、本来借家を改修するには大家の許可がないと改修はできないと思ってますけども、今はどういうふうにしておられるかわかりませんが、その大家さんが承諾したと、変えてもいいよと、いうことを承諾した確認というのを取らないといけないと思ってますけども、そこらへんはどういうふうな格好になるか教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○地域振興課長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島地域振興課長。

○地域振興課長（長島 淳二） 番外。

すみません。空き家、今入居者と、空き家を借りる自治組織と、改修する場合、所有者の許可が必要ではないかということですが、説明が漏れておりまして申し訳ございません。

資料のですね3ページのところで、新旧対照表を付けさせてもらっております。こちらの方の改正後第4条第2号でございますけれども、改正後のところアンダーラインつけておりますけれども、または空き家への入居を予定する者若しくは空き家を借り受ける自治組織で、空き家を所有する者の許可を得て空き家の改修を行う者というふうにしておりますので、あくまでも所有者の方の許可を得て改修する場合のみでございます。

○3番（伊藤 好晴） ちょっと。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。3番。

その場合にね、確認の方法というのはどうするんですか。例えばここをこう変えたいということみんなあると、それぞれのあれによってね、その時に大家さんに、自分はここをこうしたいんだと、ここもこうしたいんだと出てきますが。

それをほんとは大家さんにこう投げかけて、で、いいよと言ってもらわんといけんわけでしょ。それは、どういう格好でやるのかってということなんです。図面など書いて、ここはこれをこういうふうに変えたいんだけどハンコ押してくださいと。で、これを添付して役場へ出す。ということになるのかね、そこらへんの手続きのこともちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○地域振興課長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島地域振興課長。

○地域振興課長（長島 淳二） 番外。

所有者の方での許可につきましては、補助金の申請につきましても図面等ですね、図面又は見積書等付けていただいておりますので、申請もいただいておりますので、そういった図面をもとにですね、所有者さんにも許可をいただくようにしたいというふうに思っております。

所有者の方とですね、契約等していただいておりますね書面でも残すような形をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 70 号、飯南町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 71 号、飯南町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、景山登美男君。

○9 番（景山 登美男） はい。9 番。

先ほど提案理由の説明の中で、この図書館の開館日、開館時間は規則で定めるといふような説明がございましたけども、その開館日、開館時間、先ほどとかぶるわけですが、来島拠点施設の開館日、開館時間とは異なってもいいという前提、従う、従わなければいけないということはないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、景山登美男君の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） はい。番外。

今、9 番議員から図書館の開館日、利用時間等についてのご質問がありましたが、来島拠点複合施設内に設置をしますけれども、図書館はひとつの独立した施設という考え方でございまして先ほど申し上げましたように、規則の中で開館日、利用時間等を設ける予定でございます。今のところ土日も開館することを考えておりますので、そのような形で皆さまの、町民の皆さまの利便性をですね考えて開館時間、利用時間を定めていきたいと考えております。以上です。

○9 番（景山 登美男） はい。わかりました。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 72 号、和解することについてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君。

○9番（景山 登美男） はい。9番。

説明資料の和解することに至った経緯の中で、種別を変更、店舗から居宅へ、種別を変更することにより固定資産税の額が下がるといった説明をした覚えがなく、両者の間で争いが生じたという記述がございますけども、この説明をしたとかしないとかはともかく、この種別を変更すれば固定資産税額が下がるということはそのとおりなんですか。そこんところは下がるのか下がらないのかどうなんですか。その確認で、それと、その和解金との額にそのへんがそうしたことがこの額になっているのか、合わせて伺います。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） はい、藤原住民課長。

○住民課長（藤原 清伸） 番外。

こちらの種別の変更につきましては、例えば、もし新築、新しい建物であったら若干の償還の率が変わったりすることがあるんですが、こちらの当該する建物については、もうかなり古い建物でして、種別を変更しても何も固定資産税が変わるといったことがないような建物だというふうに思っていただけだと思います。

ですので、こちらの種別を変更するしないとかということに関して、額は変わらないよというところですが、この相手方については、その担当者と話をした時にそういったふうに認識をされたというふうに話を聞いております。

また、和解の金額につきましては、この種別を変更した場合としない場合とかというもので金額を定めたものではなく、その登記のためにですね、ご本人がかかった交通費であるとか、手数料であるとか、例えば仕事を休んでしまった日だとか、そういうものを相対的にご自身でも計算されて、これぐらいでどうかというところで示されたものです。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。3番。

中身がなかなかよくわからなくてですね、この種別を変えて固定資産税は変わらないだったら、それちゃんとそれを通さないといけんのじゃないです。その誤解したのは、最初に誤解したのは本人じゃないですか。この乙という人じゃないですか。誤解は勝手

にする（聞き取り不能）、あんた誤解してよいうてやるんじゃないだけえ。その誤解した件でそれを何とか通すために一生懸命やったけども、それ費用弁償するというのは、なんか普通とおらんとと思うけど。

それで、今聞いとると、どうもこの乙と甲との間で話し合って、この9万何（聞き取り不能）かを決めたように聞こえましたけども、最初に聞こうと思ったのは、裁判所の調停とかねいうものを踏んでこの金額出とるのかなと思っとったんですよ。どうもそうじゃないみたいですね。だったらそこらへんの根拠をきちんと示さないと納得が得られないと思いますけどね。

誤解をして何かやったら費用弁償も、極端な話ですよ。費用弁償がもらえるみたいな話が前例になると困るでしょ。で、ここんとこきちんとしとかないといけんと思うんですよ。そこらへんの見解ちょっと聞かせてください。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原住民課長。

○住民課長（藤原 清伸） 番外。

先ほどご質問にありました、そもそもこの問題が和解する必要があるのかといったようなことかなというふうにお聞きしました。例えばですね、こちらの、町の担当者がきちんと、もちろん記憶していればいちばんよかったんですが、その担当者がですね、私はそういったことは絶対言ってませんよと、間違いありません、そういった確たるもので臨むのであれば、もちろんですね、そういった毅然とした態度でですね、最後まで町としてもそういった落ち度が全くありませんよと、そういった説明をしながらお話をすることもできたかというふうに思います。

ただし、ちょっと今回の場合、残念ながらですね、職員自身が記憶がほとんどないといえますか、対応したことを、会話その時のこともですね覚えてないというところで、なお且つ相手側としてはですね、昨年度からそういった相談をしながらきちんとそういったこの日にこういうことがあった、この日にこういうことがあったとですね、きちんと時系列でまとめていらっしゃったりもしております、なかなかですね、町として何も問題がなく対応したと自信を持ってですね、言い切れる状況にはないかというふうに判断したところもあります。

そういったところから、おっしゃるような何かですね、法律的に不法的なですねことがおきているとか、金銭的なところがあるとかそういったところもないので、処分としては損害賠償というところにはならないというところで今回和解というところで議案にさせていただきました。

そういった法的根拠がない場合の和解である場合は、議会の議決が必要だというところでありましたので今回こういった形でですね、議案として出させていただいたものです。

先ほどの繰り返しにもなりますが、こちらが落ち度がなかったんじゃないかというような考え方もできるんですが、こちらが何かしら言ってない限りは相手方も何もしてないというふうに思っております。ですのでこちらの何か言った回答に対して少なからず相手がそういった行動に動いたというところも事実のひとつかなというふうに思っておりますし、また時系列にもありますように例えば12月、昨年12月にもですね法務局の方で登記済んだよというようなところもありますが、その時点でもですね、職員として何か違和感みたいなのところも感じるチャンスもあったかというふうに思いますが、そういったところもなくですね、この1年間経過してしまったというところもありますので、少なからずもう少し早いところでもですね、気づくべきチャンスもあったところも、職員としてですね、できなかったといったところもあり、そういったところ総合的に見ながら今回この和解でですね進めるのも致し方ないんじゃないかというふうに判断したものです。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

一応話承りましたけども、おそらく付託されますので、付託委員会にもうちょっと詳しくね話を出してもらって、そこでの（聞き取り不能）をね待ちたいと思います。以上です。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

私から申し上げますけども、この和解という措置をとることについての最終的な責任者私です。こうした和解ということで議会の皆さま方のご理解いただくということで議案提出させていただきました。

今 課長申し上げましたけども、私はこの当事者の職員というのは、もちろん真面目に勤務をしておりますし、そうそう軽々なことを言う職員ではないと思っておりますけども、ただ今課長言いましたように、この相手の方がですね、一つ一つの作業をやっておられる。そして、またそうした作業されたことについてもですね、ご本人、ご家族のみならず、第三者といいますか、そうした方へのですね報告もされとることからに関して、もののいい様とりょういがあるんですけども、まさにですね、そののやっぱり職員としてくさびを打つことができなかったということだと思っております、このことについてはですね、責任者としてこうした仕事をしたことについてはお詫びを申し上げます。

この和解ということでの賠償するわけで、賠償ということでのですね、和解をお願いするわけですけども、今9万、約10万円でございます。ご議決いただきますと税金を使

わせていただくということでございますが、今のこの調停とかいろいろ方法あるじゃないかということ言っていたかもしれませんが、今こうしてですね、この額が少ないとは言いませんけども、今後のもろもろのいろんなこの当事者とのやり取りとか、あるいは裁判所へですね、そうした手続きということ考えますとかなりな労力が必要だということで、私といたしまして、これ10万円弱ということで、ぜひとも議員の皆さま方にご理解いただいてですね、この件については解決をしたい、そして二度とこうしたことがおこらないように職員にもですねしっかりと指導してまいりたいというふうに思っております。

で、重ねて申し上げれば、こうした議案を提出することにつきましては、担当課長ならび当事者のですね、処分をしたうえで提出をさせていただいております。どうぞご理解のほどよろしく願いをいたします。

常任委員会では、またしっかりそこら辺のことは説明いたします。

○3番（伊藤 好晴） ちょっと議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

質疑じゃないですけども、町長、ちょっと誤解しとられますので、先ほど私、裁判所の和解ということ、調停ということ言いましたけども、それを今からやれっていうことじゃなくて、話を聞いた中でこの金額が出てきたのは、その調停による和解で金額が出たかっていう話を聞いただけなんですよ。ですからそこらへんはちょっと誤解ですの
で。お願いします。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで質疑を終わります。

次に、議案第73号、令和2年度飯南町一般会計補正予算（第6号）を議題として質疑を行います。

はじめに歳入について質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて歳出について質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） はい。9番、景山登美男君。

○9番（景山 登美男） はい。

21ページの河川費、河川浄化対策事業の関係ですけども、緊急浚渫事業ということで今回増額補正をされておりますが、説明では5か年計画ということでございまして、特に全体計画がもちろんあっての今回、今年度これだけということだろうというふうに思いますけども、委員会の方へは全体計画をお示しになりますか。ということをお尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（那須 和博） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須建設課長。

○建設課長（那須 和博） 番外。

はい。委員会の方で説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） はい、8番。

19ページ、6款1項3目の園芸振興対策事業ですが、あゆみの販路開拓支援及びと書いてありますが、この販路の開拓というのはどういう方面の販路を想定されておるのか。ああいうある地域限定とか、店舗限定、こういうチェーン店とかいろいろあるわけですが、どういう販路を想定されておるのかちょっとお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山産業振興課長。

○産業振興課長（森山 篤） 番外。

あゆみさんの販路拡大というところですが、先般もテレビ放映等もされたところで、みしまやさんとかグッディさん、そういったスーパーを対象としたところでの、その販路をしっかりとしてもらうための必要な備品等の整備に対して補助をするものでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） はい、8番。

すいません。合わせて聞けばよかったんですが、同じく6款1項3目でリースハウスのことなんですが、今年の下赤名のリースハウス、九州の福岡さんですか、あれ作付けされてないわけです。そのコロナのせいですか。どういう状況で作付けされなかったの

か、ちょっとお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（森山 篤） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山産業振興課長。

○産業振興課長（森山 篤） はい。

下赤名のリースハウスにつきまして、今年度福岡さんが辞退されておりますが、コロナの感染拡大というところで、ちょうど鹿児島の方も発症したりとか、そういったところで途中の移動等そういったところのリスク等も考えられまして、福岡園芸さんの方は今年度こちらでの作付けを取りやめされたところですよ。遊喜さんについては、ご存じのとおり来てですね、今年も作付けをされておるところです。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○8番（高橋 英次） はい、8番。

リース料は減免とかなくて、そのまま支払っていただくということでございましょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山産業振興課長。

○産業振興課長（森山 篤） はい。

リース料についてはですね、いただくというところでおります。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔議長と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、安部 丘君。

○10番（安部 丘） はい、10番。

16ページ、款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費でございますけれども、ご説明ではマイナンバー制度の導入に関わる部分ということで、ご説明があったように思うんですが、マイナンバーについてはもう導入されて、ずいぶん長く時間が経ちます。具体的に今回のシステム改修なのか、基盤追加なのかわかりませんが、具体的に何らかの、こうバージョンアップをされるということだと思います。

具体的な機能追加されたものとかがあれば、ご説明いただきたいんですが。

○議長（早樋 徹雄） 10番、安部 丘君の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原住民課長。

○住民課長（藤原 清伸） 番外。

今回、大きなものとしましては、戸籍の情報連携というのが大きなものとなっております。

まして、今まで他の税情報とかは、既にですね、情報連携ということで、自治体間での連携をしておりましたが、戸籍については、まだ、今進行中というところでした、令和5年度を目途に今準備をしているというところで、その一つの改正というのが、今回の大きな改修となっております。

予定では令和4年度にもう一度ですね、今回改修をした後、テスト等踏まえて、令和4年度にもう一度改修を一部して、令和5年度からですね運用ができる、そういった流れで今準備をしているというところですよ。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○10番（安部 丘） はい。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号、令和2年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号、令和2年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号、令和2年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号、令和2年度飯南町病院事業会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 78 号、令和 2 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 9、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

本日提出されました認定第 1 号、令和元年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定を審査するため、委員会条例第 5 条の規定により、6 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。設置の詳細につきましては、別紙のとおりです。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって本件については、6 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄）

お諮りいたします。ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により、各常任委員会から 3 名ずつ選任をお願いいたします。その間、暫時休憩とします。

各委員会ごとに選任をお願いします。その間換気を行ってください。お願いします。

午後 3 時 22 分休憩

午後 3 時 31 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会委員の選任については、お手元に配布の名簿のとおり指名したい

と思います。事務局長に名簿を朗読させます。高木事務局長。

○事務局長（高木 ゆかり） はい。

決算審査特別委員会委員名簿、役職名、議席番号、氏名の順に朗読いたします。

委員、3番、伊藤好晴議員。委員、4番、瀧尻行雄議員。委員、5番、門 眞一郎議員。委員、8番、高橋英次議員。委員、9番、景山登美男議員。委員、10番、安部 丘議員。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、指名することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおり、決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため暫時休憩をいたします。

委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3 時 33 分休憩

午後 3 時 39 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長から発表いたします。高木事務局長。

○事務局長（高木 ゆかり） はい。それでは報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、9番、景山登美男議員。副委員長、10番、安部 丘議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上発表のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（早樋 徹雄） それでは、ここで先ほど質疑がございましたが、議案第62号の中で選挙運動用ビラの関係について、3番伊藤好晴君の質問に対し、大谷総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） はい。

それでは、先ほど議案62号、伊藤議員からの質疑でございました。具体的には、いわゆる1,600枚上限ということだけでも、例えば公費は出なくても3,000枚配ることは可能かという趣旨の質問だったと思いますが、今、確認しましたところ、選挙管理委員会に届出られたビラ1,600枚、これ以外は配布することができないということでございますのでよろしくお願いをいたします。

明確な答弁ができませんで申し訳ございませんでした。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

答弁をいただきました。が、その1,600枚をどこで（聞き取り不能）するかですよ。その昔みたいにシール貼れとは言わんと思うけど、今、国政の選挙個人ビラはシール貼りますよね。千何枚か決めてしまおうと。それ以上シールの貼ってないのは配れない。その1,600枚をどうやって許可されたものなのか、それ以外なのか、判別せにゃいけないんですが。それどうやってやるんですかね選管は。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） はい。

ビラについては、先ほど言いましたように選挙管理委員会に届出たものということになりますので、その際に所定のシール等貼ったもの、証明する何かを発行する格好だと思っております。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。

まあ今日始まったばかりで、ちょっとそこら辺をね、きちんと知りたいんですよ。ですから今日じゃなくてもいいです。確認をしてもらって検印を押すって手もあるし、いろんなことがあると思うんですけども、その1,600枚と、届出たものと、そうでないものと、どうやって識別するのかっていうことをですね、今日でなくてもいいですので改めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） それでは、重要なことですので今会期中にどこかの時点で調査をして答弁をお願いいたします。

日程第10 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第10、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの

委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第61号、62号、63号、64号、65号、67号、68号、69号、72号、74号、75号、76号、77号、以上13議案。

教育経済常任委員会は、議案第66号、70号、71号、78号、以上4議案。

予算特別委員会は、承認第8号、議案第73号、以上2議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定しました。

これで委員会付託を終了いたします。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、9日、10日は休会とし、本会議の再開は11日午前9時とします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。一般質問をされない方はその旨報告をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時44分散会
